

震災等災害時の墨田区議会对応規程(案)

〔平成 年 月 日〕
墨議第 号

(目的)

第1条 この規程は、墨田区内で地震等の大災害その他の大規模災害が発生した際、墨田区議会(以下「議会」という。)が墨田区災害対策本部(以下「区対策本部」という。)と連携協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(墨田区議会災害対策支援本部の設置)

第2条 議長は、区対策本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部(以下「議会支援本部」という。)を設置するものとする。

(議会支援本部の構成)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。

(議会支援本部の連絡態勢等)

第4条 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員(以下「本部員等」という。)との連絡態勢を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。

(区対策本部への要請)

第5条 本部員等が区対策本部に要請しようとするときは、本部長がその内容を集約し、伝達する。

(議会支援本部の役割)

第6条 本部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本部員等の安否等を速やかに確認すること。
- (2) 区対策本部からの情報提供を受け、必要に応じて本部員等へ情報提供すること。
- (3) 本部員等から受けた情報を必要に応じて集約し、区対策本部へ伝達すること。
- (4) 前条の規定に基づき、区対策本部に要請すること。
- (5) 区対策本部からの要請に対し、本部員等と連携し、協力すること。
- (6) その他必要と認める事項

2 本部員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所、連絡場所を速やかに本部長に報告すること。
- (2) 消防団等、地域での役割がある場合は、必要に応じてその活動に従事すること。
- (3) 地域での災害救助活動への参画に努めること。
- (4) 地域で得た情報を必要に応じて別に定める様式(第1号様式)又はこれに準じた書

式により本部長に報告すること。

(5) 本部長を通じた区対策本部からの要請に対し協力すること。

(6) その他本部長が必要と認める事項

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の職員は、次の対応を行う。

(1) 事務局長は、災対区議会部として区対策本部会議に出席し、本部長に区対策本部の情報を提供するとともに、本部長の指示により議会支援本部の情報を区対策本部に伝達する。

(2) 事務局次長は、区対策本部の事務に従事するとともに、事務局長を補佐し、議会支援本部との連絡調整に努める。

(3) 事務局長及び事務局次長を除く事務局職員は、区対策本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

付 則

1 この規程は、平成 年 月 日から適用する。